兵庫県公報

令和2年12月3日 木曜日 第2号外

 発
 行
 人

 兵
 庫
 県

 神戸市中央区下山手通
 5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

病院局管理規程

^° →)′

○ 病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程 …………

1

病院局管理規程

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。 令和2年12月3日

兵庫県病院事業管理者 長 嶋 達 也

兵庫県病院局管理規程第14号

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

病院事業職員の給与に関する規程(平成14年兵庫県病院局管理規程第12号)の一部を次のように改正する。 第40条第1項中「100分の130」を「100分の127.5」に、「100分の170」を「100分の167.5」に、「100分の110」 を「100分の107.5」に改め、同条第2項中「100分の130」を「100分の127.5」に、「100分の110」を「100分の 107.5」に改める。

第65条第4項中「100分の130」を「100分の127.5」に改める。

附則第20項を次のように改める。

(期末手当の特例)

20 令和 2 年12月に支給する期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125 (特定任期付職員にあっては、100分の165) を乗じて得た額 (第40条第 1 項に規定する特定幹部職員にあっては、100分の105を乗じて得た額) に、同項に定める割合を乗じて得た額とする。

附則に次の2項を加える。

- 21 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の105」とあるのは「100分の62.5」とする。
- 22 令和2年12月に第1号会計年度任用職員に支給する期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の第65条第4項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

別表第1中

۲ |

38	1,000	393, 000
38	1,500	
38	1,900	
38	2, 300	
38	2,600	

を

	令和2年	12月3日	木曜日	兵	庫	県	公	報	第2号外
Γ									
	381, 000	393, 000							
	381, 500	393, 300							
	381, 900	393, 600							
	382, 300	393, 800							
	382, 600	394, 000							
に改める			J						
に吸める									
		公布の日から	施行する	ただし	別	表第	ີ 1 <i>0</i>	改正規定	は、令和3年1月1日から施行する。
_ ~ P	工/奶工(5)、	A 111 *> F 17 *:) WEIT / O	1212	- / /3 1	27/1	1 */	9×111/96/C	16 17 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1